

議案第 1 1 9 号

さいたま都市計画事業江川土地区画整理事業施行規程等の一部を改正する条例
の制定について

さいたま都市計画事業江川土地区画整理事業施行規程等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 3 年 9 月 7 日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

さいたま都市計画事業江川土地区画整理事業施行規程等の一部を改正する条例
(さいたま都市計画事業江川土地区画整理事業施行規程の一部改正)

第 1 条 さいたま都市計画事業江川土地区画整理事業施行規程(平成 1 7 年さいたま市条例第 1 1 9 号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(事務所の所在地) 第 5 条 事業の事務所は、さいたま市岩槻区本町 3 丁目 2 番 5 号に置く。	(事務所の所在地) 第 5 条 事業の事務所は、さいたま市岩槻区本町 6 丁目 1 番 1 号に置く。

(さいたま都市計画事業南平野土地区画整理事業施行規程の一部改正)

第 2 条 さいたま都市計画事業南平野土地区画整理事業施行規程(平成 1 7 年さいたま市条例第 1 2 0 号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(事務所の所在地) 第5条 事業の事務所は、さいたま市岩槻区本町3丁目2番5号に置く。	(事務所の所在地) 第5条 事業の事務所は、さいたま市岩槻区本町6丁目1番1号に置く。

(さいたま都市計画事業岩槻駅西口土地区画整理事業施行規程の一部改正)

第3条 さいたま都市計画事業岩槻駅西口土地区画整理事業施行規程(平成17年さいたま市条例第121号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(事務所の所在地) 第5条 事業の事務所は、さいたま市岩槻区本町3丁目2番5号に置く。	(事務所の所在地) 第5条 事業の事務所は、さいたま市岩槻区本町6丁目1番1号に置く。

附 則

この条例は、平成24年1月4日から施行する。